

第 1 条 (名 称)

この会は「ひょうご がん患者連絡会」と称します。

第 2 条 (目 的)

この会は、がん患者や家族及び支援者の意見を医療行政や医療の臨床、研究に十分に反映させ、患者が納得できる最適な治療と、苦痛を取り除く緩和ケアの提供を含む「患者中心」のがん医療を実現するための活動を目的とします。

第 3 条 (会の構成)

この会は、兵庫県内を主な活動の場所とし、会の趣旨に賛同する「がん患者、家族、遺族の団体及び支援団体」により構成します。

役員会の承認を得て個人参加を認めます。

第 4 条 (事 業)

この会は第2条の目的を達成するため次のものを会の事業とします。

- 1) 原則として月1回の例会を開催します。
- 2) 必要に応じて臨時会合を開催することが出来ます。
- 3) 行政及び医療機関との意見交換会などの開催をします。
- 4) 研修会の開催。
- 5) 会報等の発行。
- 6) 県民に対するがん治療及び予防の啓発活動。

第 5 条 (会 員)

この会は、次のものをもって正、準会員とします。

- (1) がん患者、家族、遺族の団体及び支援団体を正会員とします。
- (2) 個人参加のがん患者は準会員とします。

第 6 条 (入 会)

正会員としての入会は、所定の入会申し込書に記入の上、年会費を添え、役員会の承認を得て成立します。

準会員としての個人参加は、所定の申込書に記入の上、年会費を添

え役員会の承認を得て成立します。

第 7 条 (会 費)

この会の年会費は総会によって決められます。

正会員の年会費 5.000 円。

準会員の年会費 2.000 円とします。

第 8 条 (退 会)

会員の退会は、団体及び本人から退会届のあったとき及び会費を滞納したときとします。

第 9 条 (理 事)

この会に理事を置きます。理事の定数は参加団体と同数とし、参加各団体から 1 名を選出します。

第 10 条 (役員を選任)

理事の互選により、会長 1 名、副会長 1 名、事務局長 1 名、会計 1 名を選出します。

第 11 条 (役員職務)

会長はこの会を代表し会務を総理するものとします。

副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行します。

事務局長はこの会の運営にかかる事務全般を統括します。

会計はこの会の会計に関わる事務全般を統括します。

第 12 条 (役員任期)

役員任期は 1 年とします。ただし再任を妨げません。

補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とします。

役員は任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行うものとします。

第 13 条 (監査の選任・職務・任期)

監査は総会で 2 名を選任します。

監査の職務は会務を監査するものとします。

監査の任期は 1 年とします。ただし再任を妨げません。

監査は準会員から選任することも出来ます。

第 14 条 (総 会)

総会は通常総会及び臨時総会とします。

総会は会長が招集します。

通常総会は毎年 1 回 4 月か 5 月に開催します。

臨時総会は役員会が認めたときとします。

総会の招集は会議開催の 2 週間前までに総会に付議する事項、日時及び場所を会員に通知するものとします。

第 15 条 (総会の決議事項)

総会は次の事項を議決します。

1. 事業計画及び収支予算の決定
2. 事業報告及び収支決算の報告
3. その他重要事項

第 16 条 (総会の定足数)

総会は正会員全員の半数以上の出席をもって成立します。これは委任状によるものも含みます。

準会員には議決権は認められません。

本会の性質上、各団体より選出の理事が欠席の場合、代理出席が認められますが、その場合は書面の提出が義務付けられます。

第 17 条 (議事録)

総会の議事は議事録を作成します。

議事録は事務局長が作成し、次の事項を記載し、会長及び会長の指名した出席会員 2 名がこれに署名捺印をするものとします。

第 18 条 (会計年度)

この会の会計年度は 4 月 1 日より 3 月 31 日までの 1 か年とします。

第 19 条 (収入及び支出)

この会の収入は年会費、寄付金、賛助金及びその他の収入から成るものとします。支出は予算に基づいて支払います。

第 20 条 (事業及び収支書類等の監査)

会長は毎年事業年度終了後、その書類を作成し、通常総会開催の2週間前までに監事に提出してその監査を受けなければならないものとしします。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

監事は、前条の書類を受理したときはこれを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならないものとしします。

会長は前項の書類及び報告書について総会の承認を得た後これを常に備え付けておかなければならないものとしします。

第 21 条 (財産の管理)

この会の財産は会長が管理し、その管理方法は役員会の議決を得て会長が別に定めることにしします。

第 22 条 (会則の変更)

この会則は総会において出席正会員の3分2以上の議決を得なければ変更することができないものとしします。

第 23 条 (解 散)

この会は総会において、正会員の3分の2以上の議決を得なければ解散することが出来ないものとしします。

付 則

第 1 条 (施行期日)

この会則は2007年11月8日から施行しします。

第一回総会は2009年4月あるいは5月に開催するものとしします。

第 2 条 (名称の変更)

2008年9月18日の臨時総会において第一条の「兵庫県がん患者会団体等連絡会」を「ひょうごがん患者連絡会」と名称を変更ししました。

内 規

第 1 条 (会員資格)

この会においては、何人も、いかなる場合においても人種、宗教、信条、年齢、性別によって会員としての資格を奪われることなく、

又その他一切の差別待遇をうけることはありません。
本会には政治、宗教は持ち込まないこととします。

平成19年 役員
ひょうご がん患者連絡会

会 長	中原 武志		
副会長	黒田 裕子		
事務局長	田村 美生夫		
会 計	橋本 榮介		
監 査	大頭 信義	坂本 昭八郎	